

令和6年度 学校経営方針

笛吹市立八代小学校

1 はじめに

学校教育は、未来の社会を支えていく人間を育成すること、子どもたち一人一人の教育権を保障することにその目的がある。それは、学校に課せられた使命でもある。人格の完成を目指し、それぞれの個性を伸ばし、その可能性を開花させる基礎を培うことが義務教育の重要な役割である。また、「知識基盤社会」の時代を迎えている現代は、学習指導要領の基本理念である「生きる力」の育成が求められている。

私たちの願いは、子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことである。そのためには、教職員の英知と情熱を結集させ、子どもたちが主役の学校づくり、子どもたちのための学校づくりに取り組まなければならない。

そこで、以下の諸法令の下、本校の子どもたちの実態や地域の特性を考慮し、家庭・地域と積極的に連携・交流しあい、家庭や地域に信頼される学校づくりを推進していきたいと考える。

日本国憲法 山梨県教育振興基本計画 笛吹市学校教育ビジョン	教育基本法 山梨県学校教育指導重点 笛吹市教育協議会教育研究活動方針 等	学校教育法	学習指導要領 いじめ防止基本方針
-------------------------------------	--	-------	---------------------

2 目指す学校像

目指す学校像	具体的なイメージ(キーワード)
子どもが学びたい学校	<ul style="list-style-type: none">・学校が落ち着いている・児童会活動や行事が楽しい・居場所がある・勉強がわかる，運動ができる・静かに待てる，静かに話を聞く・友だちと仲良くできる・自分の思いを分かってくれる・いじめがなく不登校の子もいない
保護者が行かせたい学校	<ul style="list-style-type: none">・豊かな心を育んでいる・学校が一体となっている・教職員が子どもを愛している・学力向上に取り組んでいる・何でも相談できる
地域と通い合う学校	<ul style="list-style-type: none">・地域に顔を向けている・学校に足を運びやすい・地域と協力している
教職員が働きたい学校	<ul style="list-style-type: none">・自分の力を発揮できる・共に働く喜びが実感できる・切磋琢磨し学び合える・精神的なゆとりがある

3 学校教育目標及びテーマ

「心豊かで、たくましい子ども」

- ・思いやりがあり、助け合える子ども (徳)
- ・自ら学び、自ら考える子ども (知)
- ・健康で明るい子ども (体)

～ 本年度のテーマ ～ 「 落ち着いて 前向きに学習活動に取り組める 学校 」

○平成22, 23年度のテーマ	「落ち着いた学校」
○平成24年度のテーマ	「笑顔あふれる学校」
○平成25年度のテーマ	「真剣なまなざしと笑顔あふれる学校」
○平成26年度のテーマ	「一人一人が輝き, その輝きを認め合える学校」 ～落ち着き・笑顔・歌声・真剣なまなざし～
○平成27年度のテーマ	「学びを楽しみ 人を大切にする 学校」
○平成28年度のテーマ	「一人一人が大切にされ 誇りの持てる 学校」
○平成29～令和6年度のテーマ	「落ち着いて 前向きに学習活動に取り組める 学校」

昨年度と同テーマである。昨年度は、感染症の影響がある中、子ども達は、全体として落ち着いた学校生活を過ごすことができていた。今年度も影響はしばらく続くことが予想される中、落ち着いた学校生活の一層の充実を図っていききたい。学校教育目標をめざして、学力および体力の向上に努めるが、まずは、子ども達が安心して、落ち着いて前向きに学習活動に取り組むことができるようにする。

次のような姿が実現できるようにとの願いを、テーマに込めている。

○落ち着いて

- ・ 静かな雰囲気
- ・ 人の話をしっかりと聞く
- ・ じっくりと取り組む
- ・ 最後まで諦めずに取り組む

○前向きに

- ・ 自分（たち）からやろうとする
- ・ みんなでやる
- ・ 楽しみながらやる
- ・ 興味をもったことをとことんやる

教職員が力を合わせて子ども達の指導に当たり、指導力を身に付けられるように切磋琢磨し、学校としての力を高めたい。

4 指導の重点

(1) 思いやりがあり、助け合える子どもを育てるために

- ① 望ましい集団活動を通して自らを律するとともに、協調し、思いやる心を育む。
 - ・ いじめや不登校・暴力行為のない、子どもたちにとって居場所がある学校をめざす。
 - ・ 一人一人の良さを生かした、子ども心に寄り添った学級づくり・学年集団づくりを行う。
 - ・ 自治的自主的な活動を通して、自己有用感を持ち、自己実現ができる児童会活動を展開する。
- ② 学校教育全体を通して道徳教育を充実させ、判断力や道徳的実践力のある子どもを育てる。
 - ・ 「あいさつ、聴き方、言葉遣い」を意識した日常的な取組を行う。
 - ・ 「特別の教科 道徳」の充実をめざした取組を行う。
- ③ 読書活動を通して良書に親しませ、知ることの喜びを実感させ、優しさや豊かな人間性を育む。
 - ・ 朝読書や読み聞かせを充実させ、読書の楽しさを体得させる。
 - ・ 学習と読書を組み合わせた家庭学習の習慣化を図る。

(2) 自ら学び、自ら考える子どもを育てるために

- ① 学ぶ喜びを味わえる授業づくりの充実に努める。
 - ・ 落ち着いて授業に取り組むことができるために、学習規律や学習環境づくりに努める。
 - ・ 各教科等の特性をつかみ、十分な教材研究に努め、校内研の取組の日常化を図る。
 - ・ 外部講師や地域人材などを取り入れ、地域の学習材を活用した授業を展開する。

- ② 各教科，特別の教科 道徳，特別活動，総合的な学習の時間，外国語活動の学習を通して，基礎・基本の定着を図り，課題解決力の育成に努める。
 - ・ 基礎的・基本的内容の定着を図る。また，板書やノート指導を充実させる。
 - ・ 子どもも教師もわくわくするような授業の積み上げを図る。
 - ・ 児童の実態に即した家庭学習の一層の推進を図る。
- ③ 少人数授業やT Tによる指導など，個に応じた指導を取り入れ基礎・基本の確実な習得を図る。
 - ・ 学習形態を工夫し，子ども一人一人のよさや可能性を伸ばすきめ細かな指導を推進する。
 - ・ 補充的な学習を通して，主に国語・算数の基礎・基本の定着を図る。
- ④ 子どもの実態を的確に把握し，子どもたち一人一人のよさや可能性を評価し，指導に生かす。
 - ・ 特別な支援を要する子への対応については，その子の特性に配慮した指導を行うとともに，特別支援教育コーディネーターを中心に，学校全体で指導に当たる。
 - ・ ことばと発達のサポートルームを，校内の児童の支援の場として積極的に活用する。

(3) 健康で明るい子どもを育てるために

- ① 健康や体力の基礎を育むため，いろいろな運動に主体的に取り組ませる。
 - ・ 日常の体育及び体育的な活動の充実を図る。また，自分の目標をもち，最後まで努力させる。
 - ・ 児童会執行部や委員会主催の遊びの集会への積極的な参加を促す。
- ② 自分の安全は自分で守る態度を育てる。
 - ・ 学校安全計画に基づき安全対応能力の向上を図る。（年間を通じた避難訓練や防犯訓練の実施）
 - ・ 感染症予防についての指導の充実を図り，児童が実践的に予防できるよう支援する。
- ③ 食育の一層の推進を図る。
 - ・ 食に関する知識と，よりよい食生活に向けての態度の育成を図る。
 - ・ 食物アレルギーやノロウィルスへの対策については，全教職員による共通理解のもと，適切な対応ができるよう努める。（エピペンの使用法などを学習し合う）
- ④ 「早寝，早起き，しっかり朝ごはん」など，生活リズムの確立に努力させる。
 - ・ 家庭と一員としての役割を果たし，基本的な生活習慣を確立していく。
 - ・ 「生活学習チェックカード」をとおして家庭との連携・交流を深める。

5 学校経営の基本方針

- (1) 調和と統一のとれた学校経営をめざし，創意に満ちた教育活動を進める。
 - ・ 校務分掌の職務内容と責任分担を明確にし，協力協働の教職員集団で学校づくりを推進する。
 - ・ 「報告・連絡・相談」を確実にし，教育活動や危機管理に対して組織的に対応する。
 - ・ 法令等の遵守など，信頼される教職員であり続けるために，服務規律の周知徹底を図る。
- (2) 学校教育目標の効果的な達成をめざした教育課程の編成・実施にあたる。
 - ・ 教育課程の管理を適切に行い，学校教育目標の具現化に向けた意図的・計画的な教育活動を展開する。
 - ・ 新学習指導要領が適切に実施できるように研修と授業実践に努める。
 - ・ 行事などの諸活動への取組については，ねらいを明確にし，全教職員で共通した指導や評価を繰り返して，成果が発揮できるよう取り組む。
- (3) 学校教育目標に沿って，充実した学年・学級経営を進め，適切な生徒指導を推進する。
 - ・ 児童の実態に即した，学年・学級経営に努める。まずは，子ども理解に努める。

- ・ いじめや不登校や暴力行為等のない学年・学級づくりに努める。(八代小「いじめ防止基本方針」参考)
 - ・ ことばと発達のサポートルーム、たんぼぼ学級(知障害特別支援学級, 自閉症・情緒障害特別支援学級, 肢体不自由特別支援学級, 弱視特別支援学級)の運営は, 全教職員の共通理解のもと, 自立への基礎を培うことを目指し, きめ細かな指導に努める。
- (4) 研究や研修に積極的に参加し, 専門職としての資質向上に努める。
- ・ 校内研究の成果を日常の教育活動に生かし, 指導力の向上を図る。
 - ・ キャリア教育をはじめ, 福祉教育, 環境教育, 情報教育等の推進を図る。
- (5) 教育環境を整備し, 効果的な利用を工夫する。
- ・ 校舎内外の環境美化, 掲示物等の工夫をし, 心豊かな環境づくりに努める。
 - ・ 新たに導入された ICT 機器等を, 児童の発達段階に即し効果的に活用し, 指導および学習の成果につなげる。また, 情報モラルなどネット社会の危険性などについて指導する。
- (6) 家庭や地域・社会等の連携強化を図る。
- ・ 授業参観, 家庭訪問, 個別懇談, P T A活動, 各種通信活動などを通して, 保護者と課題を共有し解決にあたる。
 - ・ 家庭と協力して, 基本的生活習慣の確立を図る。
 - ・ 学校評価を適切に実施し, 開かれた学校づくりに努める。また, 学校評議員の意見を積極的に活用する。
 - ・ 中学校区内における小学校と中学校の連携強化に積極的に取り組む。また, 幼稚園・保育園との連携を図る。
- (7) 安全指導の徹底を図る。
- ・ 校舎内外の施設・設備の安全確認, 正面玄関や昇降口の施錠の徹底などをして, 子どもの安全確保に努める。
 - ・ 安全指導と事故防止の意識の向上を図り, 自ら守ろうとする意欲を高め, 徹底した指導を行う。
 - ・ 集団登下校や自転車の乗り方等の, 安全指導を徹底する。
 - ・ 地域や通学路における危険箇所の点検, 不審者への対処の仕方の学習, 防犯訓練などを通して, 自らの安全は自分で守る意識を高める。
 - ・ 「八代小 子ども見守り隊」「子ども 1 1 0 番の家」を児童・家庭・地域に広報し, 地域全体で子どもたちを守れるように働きかける。
 - ・ 東日本大震災から学んだあらゆることを想定した防災教室や防犯訓練を実施し, 常に「自分の命は自分で守る」という意識をもって行動できる児童の育成に努める。
 - ・ 大雪や台風などの災害時には, 保護者(地区委員を中心に)や地域との密接な連携を図りながら, 安全に登下校ができるよう取り組む。
 - ・ 感染症予防および感染拡大防止に向けた取組について, 保護者・地域に積極的に情報発信を行い, 家庭および地域ぐるみで感染症対策が講じられるよう働きかけを行う。